## 第八章

# 響流山勝福寺の運営並びに維持管理

宗教法人勝福寺規則 184

勝福寺総代会規則 187

勝福寺運営規則 188

勝福寺総代会 189

歴代総代一覧表 190

勝福寺御本尊御修復

194

勝福寺共同墓「俱會一處」 200

202

庫裏の台所・玄関改修工事

勝福寺年間行事

204



# 寺の運営

寺院に共通したことです。き運営されています。これは昔からある代から続く寺と門徒との信頼関係に基づ勝福寺の運営は、基本的には、江戸時

勝福寺規則」がつくられました。したりすることがないように、「宗教法人ただ、その信頼関係を悪用したり逸脱

いるわけです。 いるわけです。 いるわけです。 いるわけです。 いるわけです。 いるわけです。 いるわけです。 に届け出、承認を受けるこ 見本を基にしてつくられています。それを 見本を基にしてつくられています。それを 見本を基にしてつくられています。それを 見本を基にしてつくられています。それを この「宗教法人勝福寺規則」は戦後、新 この「宗教法人勝福寺規則」は戦後、新

規定したものです。した。お寺とご門徒を繋ぐ総代の役割を別に、勝福寺には「総代会規則」がありまくうした「宗教法人勝福寺規則」とは

りました。を機に、「響流山勝福寺運営規則」をつくのが足りないということで、今回の御遠忌のか足りないということで、今回の御遠忌しかし、それではお寺の運営に関するも

勝福寺を運営していくことになります。ながら「響流山勝福寺運営規則」に従って、一今後は、「宗教法人勝福寺規則」を守り

# 宗教法人「勝福寺」規則

昭和二十七年施行

### 第一章 総則

(名称)

3

人であって「勝福寺」という。 第一條 この寺院は、宗教法人法による宗教法

(事務所の所在地)

の事務所は、大分縣宇佐郡四日市町大字四日第二條 この宗教法人(以下「法人」という。)

(包括団体)

市仟四百弐拾六番地に置く。

宗大谷派」とする。第三條 この法人の包括團体は、宗教法人「真

(目的)

第四條 この法人は、その包括團体の規定たる第四條 この法人は、その包括團体の規定を運営を開始を開始している。

(公告の方法)

十日間掲示して行う。第五條 この法人の公告は、事務所の掲示場に

### 

(代表役員の資格)

る者をもって充てる。
第六條 代表役員は、この寺院の住職の職にあ

- する。
  たる教師について、真宗大谷派の管長が任命たる教師について、真宗大谷派の管長が任命2 住職は、宗憲により、藤谷姓を名乗る男子

(代表役員の職務権限)

事務を総理する。第七條代表役員は、この法人を代表し、その

(責任役員の員数)

(責任役員の資格及び選定)第八條 この法人には、七人の責任役員を置く。

る者とする。 第九條 代表役員以外の責任役員は、左に掲げ

- 一 総代が選定した者三人表役員が総代の同意を得て選定した者三人一 この寺院に僧籍を有する者のうちから代
- (責任役員の任期)
  2 前項第一号の規定によって責任役員を選定 2 前項第一号の規定によって責任役員を選定 2 前項第一号の規定によって責任役員を選定 2 前項第一号の規定によって責任役員を選定 1 前項第一号の規定によって責任役員を選定 2 前項第一号の規定によって表示を表示する。

第十條 年とする。但し再任を妨げない。 表役員以外の責任役員の 任期は、  $\equiv$ 

2 補欠責任役員の任期は、 前任者の残任期間

とする。

3 までに選定しなければならない。 後任責任役員は、 現任者の任期 **湯満了一** 月 前

## 第二節

代 表役員代務者)

第十一條 ときは、 職代務者の職にある者をもってこれに充てる。 代表役員代務者を置き、この寺院住 代表役員が左の各号の一に該当する

ができないとき。 おいて、すみやかにその後任者を選ぶこと 死亡その他の事由に因って欠けた場合に

職務を行うことができないとき。 病気その他の事由に因って三月以上その

2 管長が任命する。 住職代務者は、宗憲により、教師について、

3 が合議して行う。 得て、住職が行い、 住職代務者の任命の申請は、 住職がないときは、 総代の同意を 総代

4 再任を妨げない。 住職代務者の任期は、 三年とする。 但 Ļ

(責任役員代務者)

第十二條 項各号の一に該当するときは、責任役員代務 者を置き、他の責任役員及び総代の同意を得 代表役員以外の責任役員が前條第

0

帰するもののうちから選定する。

務権限及び退

て、代表役員が選定する。

第十三條 代務者は、 代表役員又は責任役員に

> 代ってその職務権限の全 がなくなったときは、 代務者は、 その置かなければならない 当然退任するものとす 部を行う。 事由

# 第三節 仮代表役員及び仮責任役員

(仮代表役員

る。

第十四條 代表役員は、この法人と利益が相反 する事項については、 ばならない。 の場合においては、 仮代表役員を置かなけれ 代表権を有しない。こ

2 議によって選定する。 仮代表役員は、 他の責任役員及び総代の合

3 (仮責任役員) この寺院を管轄する教務所長をもって充てる。 前項の規定によることができないときは、

第十五條 利害関係がある事項については、 置かなければならない。 しない。この場合においては、 責任役員は、 その責任役員と特別の 仮責任役員を 議決権を有

2 議によって選定する。 仮責任役員は、 他の責任役員及び総代の合

### 第四節 総代

(員数、 資 格、 選定及び任期

第十六條 総代は、この寺院の檀徒及び信徒 この寺院には、 五人の総代を置く。 衆望

3 第十條の規定は、 総代に準用する。

職 務権限

第十七條 寺 院の興隆に努めなけ 総代は、責任役員に協力して、 ればならない。 この

> 2 助言をする事ができる 総代はこの寺院の業務に 0 V て、 勧告及び

(同意を要する事項

第十八條 りでない。 以内の期間に係るものである場合は、この 緊急の必要に基くものであり、 じめ総代の同意を得なければならない。 のである場合及び第四号に掲げる事項が 左に掲げる事項については、 又は軽微の あらか 但し、 一年 限

借入及び臨時 の融 通

二 主要建物の新築、 却及び著しい模様替 改築、 増 築、 移築、 除

土地の著しい模様替

匹 並びにこの法人の目的以外の 主要な境内建物及び境内地の用 使用 途の 変

第十九條 となることができない。 左の各号の一に該当する者は、 総代

(欠格)

未成年者

禁治産者及び準禁治 産

るまで、 までの者 禁錮以上の刑に処せられ 叉は執行を受けることがなくなる その執行を終

### 第三章 務

(宗費の負担)

第二十條 この法 めるところにより、 人は、 宗費を納付 宗憲その他の規則で定 する義務を負

、財産の種

別

第二十一條 財産及び 普 通 財 0 法人の 産とする。 )財産 は 特別財 産 基 本

、特別財産

第二十二條 宝物叉は宝物として設定した財産とする。 別財 産 は、 総代の同意を得て法

2  $\mathcal{O}$ ができない。但し、 承認を受けたときは、 特別財産は処分し、叉は担保に供すること 総代の同意を得て、管長 この限りでない。

基 本財産

第二十三條 現金及び預金につい 定 した財産とする。 基本財産 は、 て、 不動産、 総代の同 有価証 意を得て設 券、

2 は信託にし、若しくは信用のある銀行等に預基本財産たる現金は、有価証券に替え、叉 け て、保管しなければならない。

3 れにこの法人以外の 但しこれを交換し、 ときは、 譲り渡し、若しくは出資の目的とし、叉はこ 基本財産を貸し付け、 総代の同意を得なければならない。 売り払い、譲り渡し、 私権を設定しようとする 交換し、 売り払 更 叉

(普通財産

に管長の承認を受けなければならない。 は担保に供しようとする場合においては、

第二十四條 に一般の収入とする。 産以外の財産、 普通 財産 基本財産から生ずる果実並び は、 特別財産及び基 本財

2 売り払い、譲り渡し、若しくは出資の目的と ようとするときは、 普通財産たる不動産を貸し付け、 叉はこれにこの法人以外の私権を設定し 総代の 同意を得なけ 交換 れば

> 保証 なら の禁 な 止

第二十五條 ない。 この 法人は、 保証することができ

(経費)

第二十六條 及寄付金その他普通財産たる収入をもって支 この 法人の経費は、 門徒の義務金

弁する。

(予算の編

第二十七條 計年度予算をもって定める。 この法人の歳入及び歳出は、 毎会

までに編成しなければならない。 の支出を歳出として、 予算は、すべての収入を歳入とし、すべて 每会計年度開始 月前

(予算の区分)

第二十八條 ける。 予算は、 経 常及び臨時の二 一部に分

2 は、 特別の法要、 臨時部に計上する。 著しい営繕その他臨時の経費

《追加予算及び更生予算》

第二十九條 る。 を編成し、 やむを得えないときは、 叉は予算の更生を行うことができ 追加 予算

(特別会計の設定

意を得て特別会計を設定することができる。 特別の必要があるときは、 総代 の同

(決算の作成)

第三十一條 やかに作成しなければならない。 決算は、 毎会計年度終了後、 すみ

歳

計

1剰余金

の処置

第三十二 度の歳入に繰り入れ、 充てることができる。 歳 計 に剰余を生じたときは、 叉は 特 別会計 0 収 翌年

(会計年度)

第三十三條 とする。 一日に始まり、 この法人の会計年 翌三月三十一日に終わるも ・度は、 毎年 匝 月

### 第四章 財産 百日録 その他 の備付表簿

、財産目録 の作成)

第三十四條 \ \ \ 月以内に、 この法人は、 財産目録を作成し 每会計年度終了後三 なければならな

備付表簿

第三十五條 なければならな 掲げる書類及び帳簿を備え、 この法人の事務所には、 これら 常に左に

規則及び認証

役員名簿

僧籍名簿

総代名簿

五

門徒名簿

七六 寺族名簿

財産目録

責任役員及び 総代 0 議 事 録 並 び

務処理簿

八

九 過去

由緒沿革を示す書 その他重要事

十

項の

記

(規則の 第五章

変更の手続

第三十六條 徒の三分の二以上の同意を得るものとする。 は、責任役員 第三十七條の規定の変更については、 受けなければならない。 得て、管長の承認及び、 の定数の全員及び総代の同 0 規則を変更しようとするとき 第二條、 大分県知事の認証を 第三條叉は 更に門 意を

(合併及び解散の手続

第三十七條 ればならない。 管長の承認及び大分県知事の認証を受けなけ 総代並びに門徒の三分の二以上の同意を得て、 うとするときは、責任役員の定数の全員及び この法人が合併し、叉は解散 しよ

(清算人)

2 第三十八條 役員叉はその代表者が清算人となる。 前項の規定によることができないときは、 この法人が解散したときは、 代 表

(残余財産 の帰属)

選定する

清算人は、総代の意見を聞いて、

責任役員が

第三十九條 る解散直 清算人は、総代の同 残余財産は、 前項の規定によることができないときは、 分配 前 の この法人が解散したときは、 解散当時の住職に帰属する。 しなければならな 住職の遺産継承者に、 . 意を得て、藤谷姓を名乗 その財産 その

2

事業のために、 は真宗大谷派に包括される宗教團体叉は公益 清算人は、総代の同 前二項の規定によることができないときは、 その財産を処分することがで 意を得て、真宗大谷派叉

第三条

総代は

勝福寺総代会」

に

出席して、

び住職代務者は含まれないものとする。 第一項及び第 項の 住 職に は、 兼務住 職 及

宗 憲及び真宗大谷派規則の効力)

第四十條 についても、その効力を有する。に関係がある事項に関する規定は、 宗憲及び真宗大谷派規則中この法 この 法 人 人

施 行細則

第四十一條 総代の同意を得て定めることができる。 この規則 の施行に関する細則 は

### 付則

する。 この規則 は、 設定の 登記をした日から 施 行

一この規則施 頭鹿蔵、 及び山本武夫とする。 職 ・藤谷弘道とし、 渡辺敏二、 行 当初の代表役員は その他の責任役員は、 渡 来須恵雄 枝光浅蔵、 勝福 寺住 矢

### 流山 勝 福寺総代会規 則

平 成 + 年 施 行

第二条 第一 で、 すみやかにその地区で話し合い、 することを妨げない。 世話をする人をもって、 条 住職、会長に届け出る。 総代の任期は三年とする。 各地区の門信徒 任期が満了 0 勝福寺の総代とする。 お世話や、 したときは、 ただし再任 後任を選ん お寺のお

> 勝 て話し合い、 福寺の法 要・ 決定する。 化 維持 運 営• 募 財等につ

第四条 見を、 総代会等の場で発表する。 総代は門信徒の代表として、 地 区 0 意

第五条 決まったことを、 総代はお寺の代表として、 地区の人々に伝える。

第六条 次の役員を置く。 勝福寺総代会の中に、 会員の互選によっ

会長

副会長 二名 一名

事務局」 名

3 2 1

4

二名

第七条 常任委員会を結成する。 (5) 第六条に定めた役員 常任委員 十一名をもって、

五.

名

第八条 法要等の寺務運営に当たる。 常任委員会は、住職と力を合わせて、

第九条 福寺」の 総代および顧問の中より「宗教法 「総代」(五名)と「責任役員 人勝

第十条 (六名) 任期は三年とする。 を選任し、 第六条、 並びに第九条に定めた役員 本山に届け出 0

置くことができる。

総代会の承認

を得て、

本会に顧

問

附

本規則は、 十一日より施行する。 総代会の承認を得て、 平成十年 九

本規則は、 十月十日より施行する。 総代会の承認を得て、 平成二十五

# 響流 山勝福寺運営規則

令和 元年 施 行

### 総則

目的

第一条 響流山勝福寺 (以 下 「勝福寺」という。)

及び教化事業に関する運営規則を定める。 に集う門信徒にとって勝福寺が同朋社会実現 のための僧伽となることを目的として、

一)法要

次に掲げる業務を行う。

勝福寺は前条の目

的

を達成するため、

①報恩講

②春季彼岸会並びに降誕会法要

③秋季彼岸会並びに永代経法要

教化事業

①仏教婦人会「かはづの 会

②たんぽぽ子ども会

勝福寺寺報「ひびき」発行

4 研修事業……御名を聞く会・ はじめ

の一歩・研修旅行 など

⑤ボランティア活動

(総代)

各 地区 0 門信徒のお世話や、 お寺のお

> ことを妨げない。任期が満了したときは、す 届ける。 みやかにその地区で話し合い、 世話をする人をもって、 総代の任期は三年とする。ただし再任する 勝福寺の総代とする。 住職、会長に

総代会等の場で発表するとともに、お寺の代 の門信徒に伝える。 表として、総代会等で決まったことを、 総代は門信徒の代表として、 地区の意見を 地区

(総代会)

第四条 事業計画及び予算・決算、並びに、 総代会は、 議決機関として、 その他 勝福寺の 0

重要事項について審議する。 総代会は、 会長が招集する。

Ļ 総代会は、 出席者の過半数の賛成により決定する。 総代の過半数の出席により成立

(役員)

第五条 次の役員を置く。 総代会の中に、 会員の互選によって、

①会長

名

②副会長 二名

③事務局長 一名

④会計

二名

⑤常任委員 Ŧī.

(常任委員会)

第六条 常任委員会を結成する。 第五条に定めた役員十一名をもって、

一 常任委員会は、住職と力を合わせて、 の寺務運営に当たる。 法要

(「宗教法人勝福寺」の役員)

第七条 山に届ける。 代(五名)と責任役員 総代の中より「宗教法 (六名)を選任し、 人勝福寺」の 総 本

(役員の任期)

第八条 第五条及び第七条に定めた役員の任 は三年とする。

(教化委員会)

めに、勝福寺に教化委員会を設置する。 教化委員会の下に次の活動組織を置く。

第九条 第二条第二項の「教化事業」を行うた

①仏教婦人会「かはづの会」

②たんぽぽ子ども会

③「ひびき」編集委員会

総代会代表、 教化委員会は上記活動組織 並びに住職及び坊守で構成する。 の代表、 並びに

### 第三章

(会計年度)

第十条 会計年度は7月1日から翌年の6月 日までとする。 30

第十一条 本会計は「法要会計」とし、 (法要会計) 認を受ける。 に予算及び決算を作成し、 総代会におい 年度毎 7

一 本会計が対象とする収入及び支出 通りとする。 は、 次

①収入は、報恩講、 れた「本山納金」は、すべて本山、 にお賽銭とする。 岸会法要におけるご法礼及び本山納金並び 別院 への納金に充当するものとする。 ただし、門徒より布施さ 春季彼岸会法要、 教区、 秋 季彼

(勝福寺営繕特別会計) ②支出は、第二条の業務に必要な経費とする。

て営繕のために充当する。
に繰り入れ、必要に応じて総代会の同意を得し、残金が出た場合は「勝福寺営繕特別会計」第十二条 法要会計については、年度毎に決算

(附 則

12日より施行する。本規則は、総代会の承認を得て、令和元年9月

# 勝福寺総代会

年度の活動計画を審議します。開き、前年度の活動報告を行い、引き続いて新のが「勝福寺総代会」です。毎年九月に総代会をに明記されているように、お寺とご門徒を繋ぐ「勝福寺総代会規則」並びに「勝福寺運営規則」

されています。

されています。その構成は十一人の役員で構成されて、令和元年十月の段階では二十七名で構成な世話をする総代と婦人会の役員で構成されてお世話をする総代と婦人会の役員で構成されています。その構成は十一人の役員(会長、副会長、事務局長、会計、常任委員)と各地区の総代会は、門徒の代表として総代が、地区の総代会は、門徒の代表として総代が、地区の

また、必要に応じて臨時の総代会が開かれる

れることがあります。とともに、案件によっては特別委員会が設置さ

決定し、 ました。そして、 されました。 七百五十回御遠忌・計画案並びに予算案が承認 た臨時総代会で、 年度の通常総代会で「御遠忌委員会」が承認され 親鸞聖人七百五十回御遠忌」 年度の通常総代会で、 このたびの御遠忌にあたっては、 一年間の話し合いを経て、 平成三十一年四月に開催され 響流山勝福寺 勝福寺においても を厳修することを 宗祖親 平成二十九 平成二十 灣聖 人 「宗祖



平成31(2019)年4月16日 臨時総代会

# 常任委員会

民会員会が行っています。任委員会が行っています。常任委員会は、会長、事務局長、会計、常任委員の十一名では要における会計事務を担当しています。また総代会に先立って、総代会の議案を検討また総代会に先立って、総代会の中に設けられた常また総代会に提案しています。

^。(任期三年)』)と「総代」(五名)に就任してもらっていまそのほか、宗教法人勝福寺の「責任役員」(六



平成11年 (1999)	平成10年	平成6年 (1994)	平成元年 (1989)	
外園 章	外園 章	渡辺 信雄	向野 一一	会 長
中園 静雄	中園 静雄	外園 章	······ 渡辺 信雄	副会長
佐々木 孝司	佐々木 孝司			副会長
渡辺 正綱	渡辺 正綱			会 計
河野 尚之	河野 尚之	<b>奉</b> 聲	峯 聲	会 計
吉松 忠徳	吉松 忠徳	佐々木 孝司	佐々木 孝司	事務局長
山本 裕敬	山本 裕敬			書紀
藤本 千之	藤本 千之	藤本 千之	渡辺 文生	常任委員
矢次 慶吾	矢次 慶吾	大迫 国光		常任委員
向野 茂	麻生 史紀	尾山 政夫	大迫 国光	常任委員
麻生 史紀	向野 茂	渡辺 元義	外園 章	常任委員
		山本 裕敬	畑迫正一·藤本千之	常任委員
			山本裕敬·尾山政夫	常任委員
渡辺 ミツル	渡辺 ミツル	渡辺信雄	渡辺 信雄	上町(信)
渡辺 正綱	渡辺 正綱	渡辺 正綱	渡辺 文生	
落合 ヤス子	落合 ヤス子	前田 隆三		小菊町
幡手 スエノ	幡手 スエノ	幡手 スエノ	幡手 スエノ	新町
渡辺 孝純	渡辺 孝純	渡辺 孝純	渡辺 孝子	東新町
大迫 国光	大迫 国光	大迫 国光	大迫 国光	"
				"
中園 静雄	中園 静雄	中園静雄	中園静雄	横町・蛭子町
外園 正久	外園 正久	外園 正久		本町・西本町
麻生 史紀	麻生 史紀	麻生 史紀	麻生 史紀	寺山
外園 ミツエ	外園 ミツエ	外園 淳	外園 淳	常徳
河野 正巳	河野 正巳	渡辺 元義	渡辺 元義	"
中園武義	中園武義		中園武	"
				<i>"</i>
矢次 慶吾	矢次 慶吾	矢次 重義	<b>安次</b> 重義	中原
藤本千之	藤本千之	藤本千之	藤本 千之	"
吉松 君子	吉松君子	吉松 君子	吉松 君子	大塚
渡来 秀利	渡来秀利	渡来 秀利	畑迫 正一	<i>"</i>
佐々木 孝司	佐々木 孝司	佐々木 孝司	佐々木 孝司	山本
小川春海	小川 春海	小川春海	小川 春海	"
山本裕敬	山本 裕敬	山本裕敬	山本裕敬	<i>"</i>
枌 一民	枌 一民	枌 一民	枌 一民	吉松
奥永 修	奥永 修	奥永 始	奥永 始 ····································	深水
向野 茂	向野 茂	向野 茂	向野 一一	新洞
権藤 哲彦	権藤 哲彦	権藤 顕	推藤 顕	沖
川面 田守	川面 田守	川面 一男	川面 武雄	小坂
石川陽一	石川陽一	石川十三男	石川十三男	野尻
河野 尚之	河野 尚之	河野 尚之	河野 尚之	副
尾山 政夫	尾山 政夫	尾山 政夫	尾山 政夫	//
渡辺 正民	渡辺 正民			中津

平成18年	平成17年	平成16年	平成15年	平成14年	平成13年	平成12年	
(2006)	(2005)	(2004)	(2003)	(2002)	(2001)	(2000)	
山本裕敬	山本 裕敬	山本 裕敬	中園静雄	中園静雄	中園静雄	中園静雄	会 長
矢次 慶吾	矢次 慶吾	渡辺 正綱	佐々木 孝司	佐々木 孝司	佐々木 孝司	佐々木 孝司	副会長
外園 正久	外園 正久	矢次 慶吾	渡辺 正綱	渡辺 正綱	渡辺 正綱	渡辺 正綱	副会長
	河野 尚之	河野 尚之	河野 尚之	(兼)渡辺正綱	(兼)渡辺正綱	(兼)渡辺正綱	会 計
				河野 尚之	河野 尚之	河野 尚之	会 計
	吉松 忠徳	吉松 忠徳	吉松 忠徳	吉松 忠徳	吉松 忠徳	吉松 忠徳	事務局長
向野 茂	向野 茂	向野 茂	山本 裕敬	山本 裕敬	山本 裕敬	山本 裕敬	書 紀
麻生 史紀	麻生 史紀	麻生 史紀	矢次 慶吾	矢次 慶吾	矢次 慶吾	藤本 千之	常任委員
丸野 寿夫	丸野 寿夫	外園 正久	向野 茂	向野 茂	向野 茂	矢次 慶吾	常任委員
河野 正巳	河野 正巳	河野 正巳	麻生 史紀	麻生 史紀	麻生 史紀	向野 茂	常任委員
	渡辺 一好	丸野 寿夫	外園 正久	外園 正久	外園 正久	麻生 史紀	常任委員
渡辺 輝幸	渡辺 輝幸		 藤本 千之	藤本 千之	藤本 千之		常任委員
		**********	~~~~~	*******		***********	常任委員
渡辺 輝幸	渡辺 輝幸	渡辺 輝幸	渡辺 ミツル	渡辺 ミツル	渡辺 ミツル	渡辺 ミツル	上町(信)
液辺   焊率       渡辺   一好	渡辺 一好	渡辺 正綱	渡辺 正綱	渡辺 正綱	渡辺 こが   渡辺 正綱	渡辺 正綱	그씨 (旧)
	<b> </b>				<b></b>		.i. ## m=
丸野 寿夫	丸野 寿夫	丸野・寿夫	丸野寿夫	落合 ヤス子	落合 ヤス子	落合 ヤス子	小菊町
幡手スエノ	幡手スエノ	幡手スエノ	幡手スエノ	幡手スエノ	幡手 スエノ	幡手スエノ	新町
渡辺 孝純 	渡辺 孝純 	渡辺 孝純 	渡辺 孝純 	渡辺 孝純	渡辺 孝純	渡辺 孝純	東新町 
大迫 十四子	大迫 十四子	大迫 十四子	大迫 十四子	大迫 国光	大迫 国光	大迫 国光	//
							<i>"</i>
國廣 喜一郎	國廣 喜一郎	中園静雄	中園静雄	中園静雄	中園静雄	中園静雄	横町・蛭子町
外園 正久	外園 正久	外園 正久	外園 正久	外園 正久	外園 正久	外園 正久	本町・西本町
麻生 史紀				L # # # # # # # # # # # # # # # # # # #	麻生 史紀	一 一	<b>-</b>
	麻生 史紀	麻生 史紀	麻生 史紀	麻生 史紀		麻生 史紀	寺山
外園 晃	麻生 史紀 外園 晃	麻生 史紀 外園 晃	林生 史紀 外園 ミツエ	林生 史紀 外園 ミツエ	外園 ミツエ	外園 ミツエ	常徳
外園 晃	外園 晃	外園 晃	外園 ミツエ	外園 ミツエ	外園 ミツエ	外園 ミツエ	常徳
外園 晃	外園 晃河野 正巳	外園 晃河野 正巳	外園 ミツエ 河野 正巳	外園 ミツエ 河野 正巳	外園 ミツエ 河野 正巳	外園 ミツエ 河野 正巳	常徳 //
外園 晃河野 正巳	外園 晃 河野 正巳 清永 文代	外園 晃 河野 正巳 清永 文代	外園 ミツエ 河野 正巳	外園 ミツエ 河野 正巳	外園 ミツエ 河野 正巳	外園 ミツエ 河野 正巳	常徳 " "
外園 晃 河野 正巳 池上 潔	外園 晃 河野 正巳 清永 文代 池上 潔	外園 晃 河野 正巳 清永 文代 池上 潔	外園 ミツエ 河野 正巳 清永 文代	外園 ミツエ 河野 正巳 清永 文代	外園 ミツエ 河野 正巳 清永 文代	外園 ミツエ 河野 正巳 清永 文代	常徳 " "
外園 晃 河野 正巳 池上 潔	外園 晃 河野 正巳 清永 文代 池上 潔	外園 晃 河野 正巳 清永 文代 池上 潔 矢次 慶吾	外園 ミツエ 河野 正巳 清永 文代 矢次 慶吾	外園 ミツエ 河野 正巳 清永 文代 矢次 慶吾	外園 ミツエ 河野 正巳 清永 文代 矢次 慶吾	外園 ミツエ 河野 正巳 清永 文代 矢次 慶吾	常徳 " " " 中原
外園 晃 河野 正巳 池上 潔 矢次 慶吾	外園 晃 河野 正巳 清永 文代 池上 潔 矢次 慶吾	外園 晃 河野 正巳 清永 文代 池上 潔 矢次 慶吾 藤本 千之	外園 ミツェ 河野 正巳 清永 文代 矢次 慶吾 藤本 千之	外園 ミツエ 河野 正巳 清永 文代 矢次 慶吾 藤本 千之	外園 ミツエ 河野 正巳 清永 文代 矢次 慶吾 藤本 千之	外園 ミツエ 河野 正巳 清永 文代 矢次 慶吾 藤本 千之	常徳 " " " 中原 "
外園 晃 河野 正巳 池上 潔 矢次 慶吾 吉松 君子	外園 晃 河野 正巳 清永 文代 池上 潔 矢次 慶吾 吉松 君子	外園 晃 河野 正巳 清永 文代 池上 潔 矢次 慶吾 藤本 千之 吉松 君子	外園 ミツエ 河野 正巳 清永 文代 矢次 慶吾 藤本 千之 吉松 君子	外園 ミツェ河野 正巳清永 文代矢次 慶吾藤本 千之吉松 君子	外園 ミツェ 河野 正巳 清永 文代 矢次 慶吾 藤本 千之 吉松 君子	外園 ミツエ河野 正巳清永 文代矢次 慶吾藤本 千之吉松 君子	常徳 " " 中原 " 大塚
外園 晃 河野 正巳 池上 潔 矢次 慶吾 吉松 秀利	外園 晃 河野 正巳 清永 文代 池上 潔 矢次 慶吾 吉松 君子 渡来	外園 晃 河野 正巳 清永 文代 池上 潔 矢次 本 是 藤 松 君子 渡来	外園 ミツエ 河野 正巳 清永 文代 矢 本 春	外園 ミツエ 河野 正巳 清永 文代 矢 次 春 モ之 吉松 君子 渡来	外園 ミツエ 河野 正巳 清永 文代 矢 本 一	外園 ミツェ 河野 正巳 清永 文代 矢次 慶吾 藤 松 君子 渡来	常徳 " " 中原 " 大塚
外園 晃       河野 正巳       池上 潔       矢次 磨吾       吉松 寿利       佐々木 昌克	外園 晃 河野 正巳 清永 文化 池上 潔 矢次 慶吾 吉松 君子 渡来 ろ利 佐々木 昌克	外園 晃 河野 正巳 清永 文 潔 天次 本 是 藤 千 之 吉松 秀 月 佐々木 昌克	外園 ミツエ河野 正日清永 文矢次 奉藤 之吉松 秀利佐々木 孝司	外園 ミツエ河野 正巳清永 文矢次 奉 そと吉松 君子渡来 孝司	外園 ミツエ河野 正巳清永 文 歴 子疾 本 君 子渡 た々木 孝司	外園 ミツエ河野 正日清永 文矢次 奉 子之吉松 君子渡来 孝司	常徳 " " 中原 " 大塚 " 山本
外園 晃河野 正巳池上 潔大 を 君 利佐 々 木 春小川 春	外園 晃 河野 正巳 清永 文 潔 矢 松 素 吾 佐々木 春 作 小川 春海	外園 晃 河野 正巳 清永上 潔 矢 本 本 と を を を を を を を を を を を を を を を を を	外園 ミツエ 河野 正巳 清永 文 本 古 茂 来 松 秀 春 祖 秀 孝司 佐々木 春 海 小川 春	外園 ミツェ河野 正 尺清永 次 本 財 表 本 表 表 表 表 表 表 表 表 表 表 表 表 表 表 表 表	外園ジェ河野京大森大本本松来大表大表大表大大本本大大大本大大大 <tr< td=""><td>外園 ミツエ河野 正巳清永 文 本矢 本 君 之渡 々 木 孝司小川 春海</td><td>常徳 " " 中原 " 大塚 " 山本</td></tr<>	外園 ミツエ河野 正巳清永 文 本矢 本 君 之渡 々 木 孝司小川 春海	常徳 " " 中原 " 大塚 " 山本
外園 晃河野 正巳池上 潔大 を 君 利佐 々 木 春小川 春	外園 晃 河野 正巳 清永 文 潔 矢 松 素 吾 佐々木 春 作 小川 春海	外園 晃 河野 正巳 清永上 潔 矢 本 本 と を を を を を を を を を を を を を を を を を	外園 ミツエ 河野 正巳 清永 文 本 古 茂 来 松 秀 春 祖 秀 孝司 佐々木 春 海 小川 春	外外別万末次本ととと <td< td=""><td>外園 野 永 次 本 松 来 木 春 裕 な 本 本 本 春 裕 報 本 本 春 裕 報 本 本 春 敬 か は か い か か か か か か か か か か か か か か か か</td><td>外園シェ河野正 尺方次 本大本<td>常徳 " " 中原 " 大塚 " 山本 "</td></td></td<>	外園 野 永 次 本 松 来 木 春 裕 な 本 本 本 春 裕 報 本 本 春 裕 報 本 本 春 敬 か は か い か か か か か か か か か か か か か か か か	外園シェ河野正 尺方次 本大本 <td>常徳 " " 中原 " 大塚 " 山本 "</td>	常徳 " " 中原 " 大塚 " 山本 "
外園 晃河野 正日池 次吉 次君 秀 昌 方よ ス 木 春 裕小 山本	外園 晃 河野 正巳 清永 文 潔 天次 吉松 来 子 渡来 木 春 直 小川本 山本 裕敬	外園 晃 河野永 上 家 本 上 変 本 本 本 本 本 本 本 本 本 本 本 春 敬 佐々川 本 本 本 本 本 本 本 本 本 本 本 本 本 本 本 本 本 本 本	外園 ミツエ 河野 永	外園 ミツェ 河野 永 矢 藤 吉 渡 々 木 一 山 粉 田 大 藤 千 君 秀 孝 高 裕 民	外園 ミツェ 外園 野 永 次 本 松 来 木 事 裕 民 で か 日 か 日 か 日 か 日 か 日 か 日 か 日 か 日 か 日 か	外園 ミツエ河野 正 文大 藤 古 波 木 春 裕 民一 大 藤 七 子 利 司 小本 一 份一 份 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	常徳 " " 中 " 大塚 " 山本 " 吉松
外園見河野上次大大<	外園 正 文 潔 是 E C C C C C C C C C C C C C C C C C C	外野 永 上 次 本 松 来 木 川 本 次 本 松 来 木 川 本 永 華 在 小川 本 永 義 章	外園 デッス を	外別 清 矢 藤 吉渡 セール山 粉 奥 子 君 秀 孝 海 敬 民 修	外河 清 矢 藤 吉 渡 佐 小山 枌 奥 子 君 秀 孝 海 敬 民 修	外対大表表表表表まツェファップファッ	常徳 " " 中 " 大塚 " 大塚 " 本 " ** ** ** ** ** ** ** ** **
外園 晃 河野 上 次 古 来 木 川 本 永 野 是 慶 君 利 真 春 裕	外園 晃 河野永 上 次 大 古 渡 々 川 本 永 野 子 和 克 子 和 克 平 本 和 東 向 野 東 一 東 市 本 本 義 茂	外園 晃 河清 池 次 本 松 来 木 川 本 永 野 長 上 慶 千 君 秀 昌 春 裕 義 茂 中川本 義 茂	外園 ミツエ 河 清永 次 本 松 来 木 市 裕 で 養 で 子 君 利 司 小川 本 永 野 の 本 の の の の の の の の の の の の の の の の の	外園 ミツェ 別別 清永 矢 藤 吉 渡 々 川 本 の 火 本 松 来 木 川 本 の 水 野 の 本 子 利 司 の か の の か の の の の の の の の の の の の の の	外園 野永 次 本 松 来 木 川 本 分 奥 向 野 永 次 本 松 来 木 川 本 分 永 野 で 子 利 司 の の の で で で で で で で で で で で で で で で で	外園ジェ河清矢藤吉渡々川本次本松来木川本大慶千君科田松田中国大田<	常徳 " " " " " " " " " " " " " " " " " " "
外	外野 永上次   古渡 佐 小山   奥 向 権 川園 取 ,上次   松来 木川 本   永野 藤 面晃 巳 代 潔 吾   子利 克 海 敬   彦 彦 守	外河清池矢藤吉渡佐小山奥向権川射野永上次本松来木川本永野藤面晃巳代潔吾之子利克海敬彦茂彦守	外河清 矢藤吉渡佐小山 奥向権川園野永 次本松来木川本 永野藤面町 文巴代 吾之子利司 無敬 彦 彦守	外河清 矢藤吉渡佐小山枌奥向権川園野永 次本松来木川本 永野藤面ツ正文 慶千君秀孝春裕日修茂哲田ツ田代 吾之子利司	外河清  矢藤吉渡佐小山粉奥向権川園野永次本松来木川本,永野藤面兴正文  慶千君秀孝春裕日修茂哲田兴日代 吾之子利司	外河清 矢藤吉渡佐小山枌奥向権川園野永次本松来木川本 永野藤面町 上 文 慶 千 君秀 孝春裕 民修茂 哲田 出 日代 吾 之 子利 司	常 " " " " " " " " " " " " " " " " " " "
外野 上次 松来木川本 永野藤面川园 上	外野 永上次 松来 木川本 永野藤面川晃 日代 潔吾 子利克海勒 彦 彦守美	外河清池矢藤吉渡佐小山 奥向権川石	外河清 矢藤吉渡々川本 永野藤面川町 文 慶千君秀孝春裕 義茂哲田勝り工 日代 吾之子利司 海筋 彦 彦守美	外河清 矢藤吉渡佐小山粉奥向権川石駅野永次本松来木川本 永野藤面川ミ正文 慶千君秀孝春裕民修茂哲田陽ツ田代 吾之子利司 海線 医修茂 彦守 一	外河清 矢藤吉渡々小山粉奥向権川石駒野永次本松来木川本分永野藤面川ジ正文 慶千君秀孝春裕民修茂哲田陽ツモ代善之子利司海の	外河清 矢藤吉渡佐小山粉 奥向権川石駅野永 次本松来木川本 永野藤面川ツモ文 慶千君秀孝春裕民修茂哲田陽田 陽 の の で で で で で で で で で で で で で で で で で	常 " " " " " " " " " " " " " " " " " " "
外	外野 永上次   古渡 佐 小山   奥 向 権 川園 取 ,上次   松来 木川 本   永野 藤 面晃 巳 代 潔 吾   子利 克 海 敬   彦 彦 守	外河清池矢藤吉渡佐小山奥向権川射野永上次本松来木川本永野藤面晃巳代潔吾之子利克海敬彦茂彦守	外河清 矢藤吉渡佐小山 奥向権川石河園野永 次本松来木川本 永野藤面川野兴正文 慶千君秀孝春裕 義茂哲田勝尚ソモ代 吾之子利司 御彦 彦守美之	外河清 矢藤吉渡佐小山枌奥向権川石河園野永 次本松来木川本 永野藤面川野ミ正文 慶千君秀孝春裕民修茂哲田陽尚、工巳代 吾之子利司海敬	外河清 矢藤吉渡佐小山枌奥向権川石河園野永 次本松来木川本 永野藤面川野兴正文 慶千君秀孝春裕日修茂哲田陽尚	外河清 矢藤吉渡佐小山枌奥向権川石河園野永次本松来木川本 永野藤面川野ミ正文 慶千君秀孝春裕民修茂哲田陽尚、工巳代 吾之子利司 無敬	常 " " " " " " " " " " " " " " " " " " "
外野 上次 松来木川本 永野藤面川园 上	外野 永上次 松来 木川本 永野藤面川晃 日代 潔吾 子利克海勒 彦 彦守美	外河清池矢藤吉渡佐小山 奥向権川石	外河清 矢藤吉渡々川本 永野藤面川町 文 慶千君秀孝春裕 義茂哲田勝り工 日代 吾之子利司 海筋 彦 彦守美	外河清 矢藤吉渡佐小山粉奥向権川石駅野永次本松来木川本 永野藤面川ミ正文 慶千君秀孝春裕民修茂哲田陽ツ田代 吾之子利司 海線 医修茂 彦守 一	外河清 矢藤吉渡々小山粉奥向権川石駒野永次本松来木川本分永野藤面川ジ正文 慶千君秀孝春裕民修茂哲田陽ツモ代善之子利司海の	外河清 矢藤吉渡佐小山粉 奥向権川石駅野永 次本松来木川本 永野藤面川ツモ文 慶千君秀孝春裕民修茂哲田陽田 陽 の の で で で で で で で で で で で で で で で で で	常""中"大"山""古深新沖小野副

平成25年 (2013)	平成24年 (2012)	平成23年 (2011)	平成22年(2010)	平成21年 (2009)	平成20年(2008)	平成19年(2007)	
向野 茂	山本 裕敬	山本 裕敬	山本 裕敬	山本 裕敬	山本 裕敬	山本 裕敬	会 長
丸野 寿夫	河野 正巳	河野 正巳	河野 正巳	河野 正巳	河野 正巳	矢次 慶吾	副会長
渡辺 輝幸	吉松 忠徳	吉松 忠徳	吉松 忠徳	吉松 忠徳	吉松 忠徳	外園 正久	副会長
松本 順	丸野 寿夫	丸野 寿夫	渡辺 一好	渡辺 一好	渡辺 一好	渡辺 一好	会 計
渡辺 和義	南耕治		丸野 寿夫	丸野 寿夫	丸野 寿夫		会 計
南耕治	向野 茂	向野 茂	向野 茂	向野 茂	向野 茂	吉松 忠徳	事務局長
	(兼)丸野寿夫	(兼)丸野寿夫	(兼)丸野寿夫	(兼)丸野寿夫	(兼)丸野寿夫	向野 茂	書紀
渡辺 一好	渡辺 一好	渡辺 一好	渡辺 輝幸	河野 尚之	河野 尚之	麻生 史紀	常任委員
渡辺 昌敏	渡辺 輝幸	渡辺 輝幸	奥永 義彦	渡辺 輝幸	渡辺 輝幸	丸野 寿夫	常任委員
定行 宏和	奥永 義彦	奥永 義彦	渡辺 昌敏	奥永 義彦	奥永 義彦	河野 正巳	常任委員
奥永 義彦	渡辺 昌敏	渡辺 昌敏	定行 宏和	渡辺 昌敏	渡辺 昌敏	河野 尚之	常任委員
	定行 宏和	定行 宏和				渡辺 輝幸	常任委員
							常任委員
渡辺 輝幸	渡辺 輝幸	渡辺 輝幸	渡辺 輝幸	渡辺 輝幸	渡辺 輝幸	渡辺 輝幸	上町(信)
渡辺 一好	渡辺 一好	渡辺 一好	渡辺 一好	渡辺 一好	渡辺 一好	渡辺 一好	
丸野 寿夫	丸野 寿夫	丸野 寿夫	丸野 寿夫	丸野 寿夫	丸野 寿夫	丸野 寿夫	小菊町
幡手 紳一	幡手 紳一	幡手 スエノ	幡手 スエノ	幡手 スエノ	幡手 スエノ	幡手 スエノ	新町
渡辺 孝純	渡辺 孝純	渡辺 孝純	渡辺 孝純	渡辺 孝純	渡辺 孝純	渡辺 孝純	東新町
長尾 正子	長尾 正子				大迫 十四子	大迫 十四子	"
渡辺 ツルヨ	渡辺 ツルヨ						"
┃ ┃ 定行 宏和	定行 宏和	定行 宏和	國廣 喜一郎	國廣 喜一郎	國廣 喜一郎	國廣 喜一郎	横町·蛭子町
是11 丛和	足们 必和	足们 丛和	定行 宏和	定行 宏和	定行 宏和	外園 正久	本町·西本町
麻生 民子	麻生 史紀	麻生 史紀	麻生 史紀	麻生 史紀	麻生 史紀	麻生 史紀	寺山
外園 晃	外園 晃	外園 晃	外園 晃	外園 晃	外園 晃	外園 晃	常徳
	河野 正巳	河野 正巳	河野 正巳	河野 正巳	河野 正巳	河野 正巳	"
奥田 貞久	奥田 貞久	奥田 貞久	奥田 貞久		大久保 洋	大久保 洋	"
池上 潔	池上 潔	池上 潔	池上 潔	池上 潔	池上 潔	池上 潔	"
矢次 正俊	矢次 正俊	矢次 正俊	矢次 正俊	矢次 正俊	矢次 慶吾	矢次 慶吾	中原
松本順	松本順	松本順	松本順	•••••	吉松 君子	吉松 君子	大塚
渡来 秀利	渡来 秀利	渡来 秀利	渡来 秀利	渡来 秀利	渡来 秀利	渡来 秀利	"
佐々木 昌克	佐々木 昌克	佐々木 昌克	佐々木 昌克	佐々木 昌克	佐々木 昌克	佐々木 昌克	山本
本ミチエ	本 ミチエ	本 ミチエ	本 ミチエ	本 ミチエ	本 ミチエ	小川 春海	"
山本 英利	山本 裕敬	山本 裕敬	山本 裕敬	山本 裕敬	山本 裕敬	山本 裕敬	"
奥永 義彦 	奥永 義彦	奥永 義彦	奥永 義彦	奥永 義彦	奥永 義彦	奥永 義彦	深水
向野 茂	向野 茂	向野 茂	向野 茂	向野 茂	向野 茂	向野 茂	新洞
権藤 孝子	権藤 孝子	権藤 孝子	権藤 孝子	権藤 孝子	権藤 孝子	権藤 哲彦	<u>沖</u>
川面田守	川面 田守	川面 田守	川面 田守	川面田守	川面田守	川面田守	小坂
<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>		石川 勝美	石川 勝美	石川勝美	野尻
南耕治	南耕治	南耕治	南耕治	河野 尚之	河野 尚之	河野 尚之	副

令和元年 (2019)	平成30年 (2018)	平成29年 (2017)	平成28年(2016)	平成27年 (2015)	平成26年 (2014)	
向野 茂	<u> </u>	 向野 茂	向野 茂	向野 茂	向野 茂	会 長
渡辺 輝幸	·····································	渡辺 輝幸	丸野 寿夫	丸野 寿夫	丸野 寿夫	副会長
香田 紀子	香田 紀子	香田 紀子	渡辺 輝幸	渡辺 輝幸	渡辺輝幸	副会長
松本順	松本順	松本順	松本順	松本順	松本順	会 計
		(兼)渡辺輝幸	渡辺 和義	渡辺 和義	渡辺 和義	会 計
│ │ 渡辺 和義	度辺 和義	渡辺和義	南 耕治	南耕治	南耕治	事務局長
112.2 1132	<i>"</i> 222 1142	112 THE	113 49774	113 49774	113 49171	書紀
丸野 寿夫	丸野 寿夫	丸野 寿夫	渡辺 昌敏	渡辺 昌敏	渡辺 一好	常任委員
瀬々 和義	瀬々 和義	瀬々 和義	奥永 義彦	奥永 義彦	渡辺 昌敏	常任委員
牧本 和孝	牧本 和孝	牧本 和孝	香田 紀子	香田 紀子	定行 宏和	常任委員
渡辺 重昭	渡辺 重昭	渡辺 重昭			奥永 義彦	常任委員
後藤 啓一郎	松尾 由美子	松尾 由美子				常任委員
松尾 由美子						常任委員
渡辺 輝幸	渡辺 輝幸	渡辺 輝幸	渡辺 輝幸	渡辺 輝幸	渡辺 輝幸	上町(信)
渡辺 重昭	渡辺 重昭	渡辺 重昭	渡辺 一好	渡辺 一好	渡辺 一好	
牧本 和孝	牧本 和孝	牧本 和孝	丸野 寿夫	丸野 寿夫	丸野 寿夫	小菊町
幡手 紳一	幡手 紳一	幡手 紳一	幡手 紳一	幡手 紳一	幡手 紳一	新町
外園 隆二	外園 隆二	時高 俊二	時高 俊二	時高 俊二	渡辺 孝純	東新町
長尾 正子	長尾 正子	長尾 正子	長尾 正子	長尾 正子	長尾 正子	"
二渡 乙香	二渡 乙香	渡辺 ツルヨ	渡辺 ツルヨ	渡辺 ツルヨ	渡辺 ツルヨ	"
瀬々 和義	瀬々和義	瀬々 和義	瀬々和義	瀬々 和義	定行 宏和	横町・蛭子町
						本町・西本町
麻生 民子	麻生 民子	麻生 民子	麻生 民子	麻生 民子	麻生 民子	寺山
外園 晃	外園 晃	外園 晃	外園 晃	外園 晃	外園 晃	常徳 
渡辺 和義	渡辺和義	渡辺 和義	渡辺 和義			"
奥田 貞久	奥田 貞久	奥田 貞久	奥田 貞久	奥田 貞久	奥田 貞久	//
池上 潔	池上 潔	池上 潔	池上 潔	池上 潔	池上 潔	"
矢次 栄子	矢次 栄子	矢次 栄子	矢次 正俊	矢次 正俊	矢次 正俊	中原
松本順	松本順	松本順	松本 順	松本 順	松本順	大塚
後藤 啓一郎	後藤 啓一郎	渡来 止男	渡来 止男	渡来 止男	渡来 止男	"
佐々木 昌克	佐々木 昌克	佐々木 昌克	佐々木 昌克	佐々木 昌克	佐々木 昌克	山本
本ミチエ	本 ミチエ	本 ミチエ	本 ミチエ	本 ミチエ	本 ミチエ	"
中尾 辰子	中尾 辰子		山本 英利	山本 英利	山本 英利	"
奥永 義彦	奥永 義彦	奥永 義彦	奥永 義彦	奥永 義彦	奥永 義彦	深水
向野 茂	向野 茂	向野 茂	向野 茂	向野 茂	向野 茂	新洞
権藤 孝子	権藤 孝子	権藤 孝子	権藤 孝子	権藤 孝子	権藤 孝子	沖
川面 美智子	川面 美智子	川面 美智子	川面 義則	川面 田守	川面 田守	小坂
小林 聖	小林 聖	小林 聖	南耕治	南耕治	南耕治	東院内

# 治本等の治修復

ていると思われる。

大谷派四日市別院)の御本尊であったと言い伝えられている。なぜ、真勝寺の御本尊であったものが勝福寺に来ているのかその理由は定かでものが勝福寺に来ているのかその理由は定かできられていると思われる。

晃氏は、

年号である。この時、なんらかの事情があって かれた時代より三百年以上も遡った時代である。 解体修理され、修理にあたった「仏師藤原信長. 墨書によれば 理をお願いしたが、その時明らかになった胎内 平成五 原信長……」と墨書されている。 鎌倉時代の建治元(一二七五)年に造られて また反対側には 建治元年は、 年は南北朝時代に北朝方が使っていた | (一九九三) 年に小堀仏具店に (次頁写真①)、勝福寺の御本尊 (次頁写真②)違う筆跡で 四日市の地に真勝寺がひら 貞治五 (一 解体修 佛師

# 渡邉一族が崇敬してきた本酋

本誌において「勝福寺縁起」を執筆した渡辺浩墨書をどう読み解けばいいのであろうか。この「建治元年」と「貞治五年」との二つの

の文永(一二七四)、弘安(一二八一)年間のはざ にて水軍として活躍していた年代であり、 と見守ってきた仏様なのである。 うために造立された可能性がある。…… 勝福寺御 被害を被っており、ご本尊は一族郎党の菩提を弔 まの時期である。文永の役において松浦平戸氏 の貞治五(一三六六)年は渡邉氏が豊前国常徳に 豊前国・常徳に来住する以前、肥前国・松浦平戸 本尊は七百四十余年の渡邉氏一 邉氏)は当主が肥前鷹島で自刃する程の壊滅的 た建治年間は、大元帝国が襲来したいわゆる元寇 封ぜられた年と一致している。…… また造仏され (建治元年~貞治五年という年代は) 渡邉氏が 族の歴史をじつ 修復年 (渡

と推測している。

### 解体修理

のである。 (三頁写真) さて、この御本尊の痛みが激しく、昭和六十さて、この御本尊の痛みが激しく、昭和六十さて、この御本尊の痛みが激しく、昭和六十さて、この御本尊の痛みが激しく、昭和六十さて、この御本尊の痛みが激しく、昭和六十

で、時間の経過によるくすみの感じがでる ることにした。今度は本格的にということで、 ることにした。今度は本格的にということで、 ることにした。今度は本格的にということで、 とれで平成五年に、今一度修復をお願いす は、 の場のようで、なんとも落ち着けな ように香で長時間薫じる方法をとることになっ ように香で長時間薫じる方法をとることになっ

三百年の歴史をもつことがわかった。 もって造立したのか。 と同時に、 よ深まるばかりである い発見により、 あげた胎内の墨書である。 その修復の過程で明らかになったのが、 この四日市に辿り着き、 この御本尊は、誰が、どんな願 この御本尊が真勝寺を遡ること この御本尊を巡る謎 そして、 真勝寺の かなる因 わかった が けな いで







若林修復



修復前の本尊



胎内墨書②中



胎内墨書②上



胎内墨書①



解体(灰汁洗い終了)









木地直し完了

# 











堅地木屑彫







堅 地 附







下 地 研

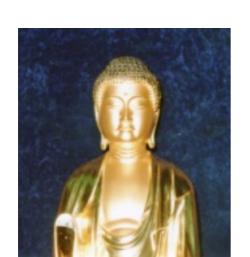


肩継箔押



塗 上







箔押完了







古色上り





修復完了

### 勝福寺共同墓 一處

離れ墓を守ることが難しくなった人が増えてき 墓地を得ることが難しい人や、後継者が故郷を 平成に入り、経済的な理由や地理的な理由で

立されました。 二)年八月に、勝福寺共同墓「倶会一處」が建 から聞こえてくるようになりました。 墓を造ってもらえないか、という声があちこち こうした願いに応えて、平成二十四(二〇一 こうしたご門徒のために、誰もが入れる共同

う業を生きているために、一つになりき「倶会一處」とは、人間は一人ひとり違 土に往生するならば、バラバラで生きるのちを摂取してやまない阿弥陀仏のお浄 れない悲しみをかかえています。 ことができます。 悲しみを超えて、はじめて一つに出会う しかし、そんな私たちも、すべてのい

そうした歓びのこもった言葉が 「倶会

# 「倶會一處」全景





法名塔



墓標裏面

か円登 なか記 か代 ました。 り ま墓 處」建立資金につ 地整地 したが、 代 その経費は勝福寺会計 墓 碑建立代等で四五 71 て は、 土

地

取

得

〇万 代

てもらいました。許可を得た上で、 在、利 、二十三名の方が納骨されてい 會 用 が始 處 處 まり、は平り 設立 成 有 にあたっては、 令 二十 宇佐石材工業に施工のたっては、宇佐市上 元应 、ます。 九 年 年 ·八 月 月 エより

【俱会一成】の位置 東本願寺四日市別院 腕福寺モ 西部中 四日市横穴郡 四日市

### 勝福寺共同墓「倶會一處」納骨規約

(墓地)

第一条 この規則に定める勝福寺共同墓「倶會一處」は、勝福寺が所有する宇佐市 大字四日市3165-5番地に設置した墓をいう。

(冥加金(みようがきん))

第二条 納骨にあたっての冥加金は、一体につき15万円とする。

(維持管理費)

第三条 墓地の維持管理費は、一戸あたり年2000円とし、盆までに納める。

(法名塔)

第四条 法名塔に法名などを刻む費用は自己負担とする。(2015年現在、2万円) (納骨方法)

第五条 お骨は墓碑内の瓶の中に合葬するものとする。

ただし、希望者は七回忌まで墓碑内の棚に安置することができる。

(清掃)

第六条 各自、墓参にあたっては清掃をこころがける。

【附則】この規約を利用者ごとに二通作り、一通を勝福寺が、もう一通を利用者 が持つこととする。

年 月 H

響流山勝福寺 住職

印

「倶會一處」利用者

印

### 庫 裏 の台 所 並 びに玄関 改修

きましたが、足腰の弱った年寄りには大 てワンフロアーの台所にしました。 と玄関の改修工事を行い、土間を廃し 変でした。そこで平成二十六年に、台所 土間を上がったり、降りたりしてやって 長いこと、報恩講のお斎造りは、 、台所と

# 台所玄関改修」 趣意書

のこととお慶び申し上げます。 秋の候、 皆様におかれましては益々ご健勝

ていただきます。 のご賛同をいただきたく、 ることにいたしました。ついては門信徒の皆様 いを行った結果、 さて、このたび勝福寺総代会におい 庫裏の台所と玄関の改修をす 趣意書をお届けさせ 、 て 話 し合

たことでしょう。 たものです。その当時におい 七百回御遠忌の記念事業の一環として改築され 現在の台所、 今では水道管をはじめ諸設備は古くなり 井戸から水道へと、 玄関は しかし、それから四十三年た 昭和四 ては、 十六年 画期的な台所だっ - に親鸞聖人 かまどから

のになってしまいました。 段差の多い台所は年老いた者には使いにくいも

んが、 お斎づくりや婦人会・子ども会活動がやりやす ならぬと思います。 力くださるようお願い申し上げます。 フロアーに改修することにしました。 いように、 の心の拠り所としてお寺を大切にしていかねば 出費多端のところまことに申し訳ございませ 人々の心の荒廃が歎かれてい 趣旨をおくみとりのうえ、 土間をなくして台所と玄関をワン・ そのためにも、 る現 是非ともご協 報恩講での 在 信

記

名称 福寺庫裏・ 台所玄関改修 工

施工業者 五. 宇佐産業株式会社

総費用

百万円

費用負担 勝福寺 二百 万円

門信徒 三百 万円

できれば三口以上 口五千円

募財額

門徒平均一万五千円

募財期間

平

成二十六年十二月十五日まで

勝福寺住職 福寺総代長 向 藤 代一同 茂 谷知道

平成二十六年十月十五日

他

門信徒各位

旧台所



### 旧玄関



# 庫裏の台所・玄関改修工事」完了報告

しのことと拝察申し上げます。 厳 寒の候、 皆さま方にはお変わりなくお過ご

した ここにご報告いたします。 改修事業の収支決算書を承認いたしましたので、 工事の出来栄えを確認したうえで、 二十六日に開かれた臨時総代会において、 さて先日、皆さまにご協力をお願いいたしま 「勝福寺庫裏・台所玄関改修」は、 全会一致で、 十二月 改修

方が御依頼に応えてくださり、 所玄関改修」のための御懇志は、 御懇志が寄せられました。 まず、 収支の概要ですが、 三百十三万円のは、百九十九人の「勝福寺庫裏・台 「勝福寺庫裏

各

位

ださい。 した。下に写真を載せておりますので、ご覧く 式会社のご尽力によって、 次に、改修工事についてですが、 十二月十八日に無事竣工することができま 十月二十七日に着工 宇佐産業株

御懇志の三百十三万円と、 十七万円を充当いたしました。 を五十万円ほど超えた五百五十万円となりまし 工事費については、 支払いには、 予定額を十三万円ほど超えた 追加工事もあって、 勝福寺からの二百三 予定

面に載せた収支決算書をご覧ください。 以 後になりましたが、このたびの 上が収支決算の概要です。詳しいことは裏 「勝福寺庫

裏・台所玄関改

修」

0

趣旨にご理解くださり、

げます。 いました門信徒の皆さまに、厚くお礼を申し上 厳しい家計をやりくりして御懇志をお寄せ下さ

ども会活動に励んでゆきたいと思います。 杯使って、 これから 報恩講でのお斎作りや、 は、 便 利になった台所 婦人会、 玄関を精 子

二〇一四年十二月二十八日

脱福寺 住 総代長 藤谷知道 向野 茂

総代

同



のサロン活動使って「かはづの会」改修なった台所を



新台所 ガス釜・調理台





新玄関

### 勝福寺年間行事 並びに 諸活動

修正会	元旦	阿弥陀如来にお参りし、新しい一年をいただくとともに、聞法の歩みを誓います。			
報恩講	月末の金・土・日	親鸞聖人のご命日にあたり、阿弥陀さまと親鸞聖人へのご恩報謝の法要を営みます。 初日 =昼席・夜席法話 二日目=お斎・昼席・夜席法話 (時々イベント) 三日目=お斎・昼席法話			
在家報恩講	2月	各家庭のお内仏には阿弥陀さまを安置しています。その阿弥陀さまに御恩報謝のお参りをします。			
勿忘の鐘をつく集い	3月11日	東日本大震災で亡くなった多くのいのちを悼み、原発事故により今も苦しむ人々のことを念じて「忘れなの鐘」を撞きます。			
春季彼岸会·降誕会	4月初旬の2日間	春の彼岸会では、お釈迦さまの誕生をお祝いする降誕会を兼ねて勤めます。			
盂蘭盆会	8月	8月に入ったら順にご先祖のご恩報謝のお参りをします。お盆最中は初盆のお家のお参りを します。			
平和の鐘を撞く集い	8月15日	親鸞聖人の「世の中安穏なれ、仏法ひろまれ」のお言葉を受けて、終戦記念日の11時30分に読経・焼香のあと、正午より「平和な世」を願い東別院の梵鐘を撞きます。			
秋季彼岸会・永代経	9月末の2日間	仏徳と仏国土をたたえる彼岸会の法要ならびに先祖へのご恩報謝の法要です。 この一年間の物故者の追悼法要もします。			
総代会	毎年9月に実施	各地区の門徒の代表が、勝福寺から提案された議案を審議します。			
仏教婦人会「かはづの会」	通年	①報謝の日 … 本堂や庭の清掃活動 ②総会並びに研修会 ③彼岸会でのお斎作りやバザー協力 ④戦争ホーキ・いのちの栞作り ⑤イキイキかはづの会活動(料理教室など) ⑥子供会の手伝い			
たんぽぽ子ども会	冬休み・春休み 夏休みの年3回	門信徒の子弟を対象に、平成10年から年3回を基本として実施しており、回数も54回を数えます。			
「ひびき」発行	月、4月、7月、 0月	年4回発行			
御名を聞く会	毎月28日 午後1時半	親鸞聖人のご命日にあたる28日に、おもに住職と坊守が法話をさせていただきます。 御遠忌に向けて「お待ち受け聞法会」を実施中のため、現在、休止中。			
はじめの一歩	毎月1回	自由な語らいの中で仏教にふれる入門講座。 御遠忌に向けて「お待ち受け聞法会」を実施中のため、現在、休止中。			
汝自当知の会	月に1度	有志の者での自主学習会 お聖教の学習、本の輪読、座談など			
研修旅行	隔年で実施	当初は婦人会の研修旅行として行ってきたが、平成24年以降は婦人会員だけでなく勝福寺 全体に呼びかけて行っています。			